

化学物質関係の主な国際会議について

令和 6 年 2 月 8 日
大臣官房環境保健部
環境安全課

化学物質関係の主な国際会議のスケジュール

項目	会議名	現時点での日程
環境全般	G7気候・エネルギー・環境大臣会合(イタリア・トリノ)	2024年4月28日～4月30日(P)
	第6回国連環境総会(ケニア・ナイロビ)	2024年2月26日～3月1日
SAICM/GFC	第4回会期間プロセス会合再開会合(ドイツ・ボン)	2023年9月23日～9月24日(開催済)
	第5回国際化学物質管理会議(ドイツ・ボン)	2023年9月25日～9月29日(開催済) - 2020年以降の管理枠組み(GFC)の採択
科学・政策パネル (化学物質・廃棄物・ 汚染防止)	第2回臨時公開作業部会(ケニア・ナイロビ)	2023年12月11日～12月15日(開催済)
	第3回臨時公開作業部会(スイス・ジュネーブ)	2024年6月
ストックホルム条約 (POPs条約)/ ロッテルダム条約 (PIC条約)/ バーゼル条約	3条約締約国会議(スイス・ジュネーブ)	2023年5月1日～12日(開催済)
	ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第19回会合(POPRC19)(イタリア・ローマ)	2023年10月9日～10月13日(開催済)
水俣条約	第5回締約国会議(スイス・ジュネーブ)	2023年10月30日～11月3日(開催済)
OECD	第5回化学品・バイオ技術委員会※ ¹ (フランス・パリ)	2024年2月6～8日

※¹ 旧「化学品委員会及び化学品・農業・バイオ技術作業部会合同会合」

ICCM5 第5回国際化学物質管理会議

- **日程**：2023年9月25日～29日
(23日～24日に会期間会合 (IP4.3))
- **場所**：ドイツ・ボン (議長：Dr. Anita Breyer (Germany))
- **参加国等**：約110ヶ国・地域、国際機関、保健・労働部門、産業界、NGO
- **日本出席者**：松澤地球環境審議官、吉川環境安全課長、他



●概要

- 2006年に策定された国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) の後継となる枠組みを議論。
- 今後の化学物質の適正管理に関し、自主的かつ多様な主体が関与する世界的な枠組みを策定。

●新たな枠組み文書 (Global Framework on Chemicals (GFC) – For a planet free of harm from chemicals and waste) のポイント

- **多様な分野** (環境、経済、社会、保健、農業、労働等) における**多様な主体** (政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等) によるライフサイクル (製造から製品への使用等を経て廃棄まで) を通じた化学物質管理の枠組み
- **5つの戦略的目的** (①能力・法制度の整備、②知識・情報・データ、③懸念課題、④より安全な代替、⑤意思決定プロセスへの統合) とそれを実現するための**個別ターゲット (目標)** の設定。
- 実施に当たっての**支援メカニズム**、**懸念課題の特定**、**能力形成**の方法を設定。
- 資金確保に関する統合的アプローチ (化学物質管理の主流化、民間セクターの関与、基金の活用)
- 透明性があり利用しやすい**オンラインツール**を導入した**進捗報告・開示**や進捗を適切に把握するための**測定枠組みの設置**

●日本の貢献

- 会期中は、個別の議題に関する議論において**我が国が議長を務め**、円滑な合意形成に貢献。
- 我が国が**進捗把握の仕組みを提案**し、枠組み文書に盛り込まれた。
- これらの貢献が評価され、我が国が新たな枠組みにおける**委員 (アジア・太平洋地域の地域フォーカルポイント)** に選出。3

水銀に関する水俣条約第五回締約国会議（COP5） 結果概要

- 令和5年10月30日（月）から同年11月3日（金）まで、スイス・ジュネーブにおいて「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」が開催。
- 日本からは外務省、経済産業省及び環境省の担当者が現地で交渉。我が国は、主要な議題を交渉する会合において共同議長を務め、4本の決議案の最終化に積極的に貢献。
- 水銀添加製品の規制の見直し、規制の対象となる水銀汚染廃棄物のしきい値等に関して議論が行われ、以下のとおり製造・輸出入を廃止する製品を追加、また、条約上の水銀汚染 廃棄物のしきい値を水銀含有濃度 1 kg当たり15mgとすることに合意。

新たな水銀添加製品の規制の概要

<2025年末に製造・輸出入を廃止する製品>

- 一般照明用の安定器内蔵型コンパクト形蛍光ランプ（電球形蛍光ランプ）
- 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）・外部電極蛍光ランプ（EEFL）
- 脈波計用のひずみゲージ
- 電気電子式計測器（溶融圧力変換機、溶融圧力伝送器、溶融圧力センサー）
- 酸化銀ボタン電池・空気亜鉛ボタン電池（Hg含有濃度2%未満のもの）
- 高精度装置用の水銀スイッチ・リレー（研究開発用途を除く）
- 化粧品（Hg含有量基準なし）

<2026年末に製造・輸出入を廃止する製品>

- 一般照明用の安定器非内蔵型コンパクト形蛍光ランプ
- 一般照明用の直管・非直管蛍光ランプ（ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの）

<2027年末に製造・輸出入を廃止する製品>

- 一般照明用の直管・非直管蛍光ランプ（三波長形の蛍光体を用いたもの）



（写真）会期中連日行われた数百人規模の交渉会合を日本が主導

※赤字が今回追加された製品

※蛍光ランプについての詳細は次ページ

ランプに関する規制措置

ランプの種類	CFLi (電球形 蛍光ランプ)	CFLni (コンパクト形 蛍光ランプ)	LFL (直管形 蛍光ランプ)	NFLs (非直管形 蛍光ランプ)	CCFL/EEFL (冷陰極蛍光ランプ 及び外部電極蛍光 ランプ)
写真					
最初の 条約規制 (廃止期限)	一般照明用 30W以下、Hg 5mg超 (2020年)		一般照明用 <三波長形蛍光体> 60W未満、Hg 5mg超 <ハロリン酸塩蛍光体> 40W以下、Hg 10mg超 (2020年)	-	電子ディスプレイ用 長さ500mm以下: 3.5mg超 長さ500mm超1,500mm以下: 5mg超 長さ1,500mm超: 13mg超 (2020年)
追加 条約規制 (廃止期限)	一般照明用 30W以下、 水銀含有5mg以下 (2025年)	一般照明用 30W以下、 水銀含有5mg以下 (2026年)	一般照明用 <三波長形蛍光体> 60W未満、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg超 (2027年) <ハロリン酸塩蛍光体> 40W以下、Hg 10mg以下 40W超、水銀含有全て (2026年)	一般照明用 <三波長蛍光体> 全てのW(2027年) <ハロリン酸塩蛍光体> 全てのW(2026年)	種類にかかわらず 水銀含有のものすべて (2025年)

※赤字が今回追加された製品

➡ COP5までで、全ての一般照明用蛍光灯について「製造」「輸出入」の廃止期限が決定

第二回科学・政策パネル臨時公開作業部会会合（OEWG2）

日 程：2023年12月11日～12月15日

場 所：ケニア・ナイロビ 参加国：約110カ国・地域、関係機関・団体（オブザーバー）



主な議題：①対象範囲、目的、機能、②運営基準、③制度的取決めと手続き規則、④利害関係者との関係、⑤作業手順（作業計画、意見・提案等の受付・優先順位付け、参加する専門家、報告書の審査と採択）、⑥利益相反手続き

背景

- 2022年UNEA（国連環境総会）5.2において化学物質・廃棄物の適正管理及び汚染防止の分野における独立した**政府間科学・政策パネルの設置**に関する決議を採択。
- 臨時公開作業部会（OEWG）を設置（政府で構成。国連機関等オブザーバー参加）し、**2024年末**までに科学・政策パネルの提案を用意（OEWG3は2024年6月予定）。
- 第一回臨時公開作業部会会合（OEWG1）は2022年10月6日と2023年1月30日～2月3日の2部に分けて実施。**パネルの目的、主要な機能**※について決定。

主な結果

- 事務局が作成した**提案草案を議論の土台とすることに合意**。
- 提案草案をたたき台として上記①～⑥それぞれの項目について議論が進展。**各国の意見を盛り込んだ改訂版提案草案を作成**。
- 改訂版の提案草案はOEWG3にて引き続き議論。現在項目のみの提案草案付属書については、会期間に事務局で案を策定する。
- OEWG3は6月（スイス）開催。提案の最終化を目指す。

我が国の貢献

- 本パネル設立の提唱者の一人である国立環境研究所鈴木フェローが代表団に同行し、議論に貢献するとともに、準備会合での**トークセッションに登壇**。
- 各国の関心が最も高かった**交渉会合の共同議長を我が国が務め、円滑な合意形成と3つの成果文書の作成に貢献**。
- 東欧地域の委員選出選挙の選挙管理委員を務め、**円滑な選挙の進行に貢献**。



写真：IISD

※目的：人の健康と環境を保護するために、化学物質と廃棄物の適正管理及び汚染の防止に貢献する科学・政策インターフェースを強化すること
主要な機能：①ホライズンズキャンニング（課題の特定と対応策の提示）、②現在の課題に関する評価、③最新の情報の提供、科学的研究のギャップ特定、科学者と政策決定者間のコミュニケーション、知見の説明・発信、普及啓発、④科学的情報を求める途上国との情報共有、⑤キャパシティ・ビルディング

- 残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討する残留性有機汚染物質検討委員会の第19回会合 (POPRC19)が令和5年10月に開催された。

【開催日、開催地】 2023年10月9日（月）～13日（金）、ローマ・イタリア
【概要】

○リスク管理に関する評価の検討段階

① 中鎖塩素化パラフィン※¹（提案国：英国） [主な用途] 難燃性樹脂原料

（※1 炭素数14～17までのものであって、塩素の含有量が全重量の45%以上のものに限る。）

⇒自動車、社会インフラ向け電気電子機器、医療機器に用いる金属加工油剤や修理用部品等のための使用（加工プロセスを含む。）を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）への追加をCOP12に勧告。なお、規制の対象となる定義の範囲については議論を継続。

② 長鎖ペルフルオロカルボン酸（PFCA）※²、その塩及び関連物質（提案国：カナダ）

[主な用途] フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤（※2 炭素数：9～21）

⇒温度管理用等の不活性フッ素液体、電気電子機器の閉鎖系で用いる熱媒体及び熱媒体を含む修理用部品等のための使用を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）への追加をCOP12に勧告。なお、適用除外の用途の明確化のため、追加の情報収集を実施。

○リスクプロファイルの検討段階

③ クロルピリホス（提案国：欧州連合） [主な用途] 殺虫剤

⇒次回会合（POPRC20、令和6年9月開催予定）でリスク管理に関する評価を検討。